

## 群馬県浅間家畜育成牧場実習生受入実施要領

(目的)

第1条 「農政及び衛生部局に係る実習生受入れ実施要綱（平成18年5月24日付け農業局理事通知）（以下、「要綱」という。）に基づき、群馬県浅間家畜育成牧場（以下、「牧場」という。）における畜産実習生等の受入れを円滑に実施するため、「群馬県浅間家畜育成牧場実習生受入実施要領」（以下、「要領」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(実習対象者)

第2条 牧場は、要綱第2条に規定するもののほか、牧場がもつ特徴ある自然・景観・地域性あるいは動物（牛）とのふれ合い等とおした実習による体験等が可能なことを勘案し、群馬県内の中学生も実習対象者とする。

(報酬等)

第3条 牧場において実習を行う実習対象者（以下、「学生等実習生」という。）は、牧場所在地の地域性及び実習内容等の特殊性から、宿泊施設の利用及び食事については次のとおりとする。

ア 宿泊施設の利用に係る費用は免除する。

イ 食費等については別表により徴収する。

別表1 徴収額一覧

品目	金額
朝食	300 円/食
昼食・夕食	700 円/食
洗剤代及び灯油代	300 円/日
クリーニング代	1,300 円/回

別表2 料金早見表

実習日数	金額
3日間	5,600 円
5日間	9,600 円
10日間	19,600 円
15日間	29,600 円

(実習時間)

第4条 牧場における実習時間は、牧場長が学生等実習生毎に定めた実習期間中の予定表のとおりとする。

(サービス等)

第5条 牧場における実習期間中のサービスは、要綱第7条に定めるもののほか、地理的要因により、宿泊室、食堂等の牧場研修施設等の利用と学生等実習生の共同生活等が行われるため、別途「実習生心得」を定める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、学生等実習生の規律ある行動及び事故のない充実した実

習が図られる等、学生等実習生の受入れに関し必要な事項はその都度定めるものとする。

(附則)

- 1 この要領は、平成18年5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和8年5月28日から施行する。